意見書(案)第1号

「手話言語法」の制定を求める意見書

上記の意見書(案)を別紙のとおり提出する。

令和3年3月29日

三鷹市議会議長 石 井 良 司 様

提出者 三鷹市議会議員 岩 見 大 三 賛成者 " 大 城 美 幸

「手話言語法」の制定を求める意見書

手話が聾者にとって日常生活及び社会生活を営む上で重要な独自の言語であることに鑑み、聾者の手話の習得の機会の拡大並びに手話文化の継承及び発展を図ることが課題である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 手話の習得及び手話文化の保存に関する施策について、基本理念を定め、国及 び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話の習得等に関する施策を総 合的かつ計画的に推進することを目的とした「手話言語法(仮称)」を制定する こと。
- 2 聾児の乳幼児期からの第一言語としての手話の習得に関する聾児並びに保護者 及び家族に対する必要な情報の提供、第一言語としての手話の習得に関する聾児 に対する支援をはじめ、必要な施策を講ずるものとすること。
- 3 音声言語を習得した後に聴覚の障がいのため音声言語により意思疎通を図ること等に支障が生じた者に対し、手話の習得の機会の提供など、手話の習得を支援するために必要な施策を講ずるものとすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月29日

三鷹市議会議長 石 井 良 司